



売却は10区画

商業用地の取得を希望する 事業者を募集します

■問い合わせ先
商工観光課商工労政係
(☎・内線 1311・1317)

市は大更駅前、にぎわい拠点となる商業エリアの形成を目指し、大更駅前線沿道商業用地の売却を行います。

売却は飲食・小売業などを営む事業者が対象で、取得を希望する事業者は、7月10日(水)を期限として、申し込み手続きをして下さい。

その後、事業者から提出された創業計画書などの事前審査をしたうえで、一般競争入札により取得者を決定します。

募集は10区画(下図①～⑩)で、応募は区画単位で行いますが、複数区画の応募も可能です。応募を希望する事業者は、市担当および市商工会に事前に相談してください。

応募要件

当該商業用地で事業を自

ら行おうとする、市内に主たる事業所または本店を有する事業者であること

当該商業用地に、応募書類に記載されている事業所などを建設し、取得後3年以内に操業を開始すること

店舗併用住宅として使用せず、原則として操業開始5年間は応募書類に記載されている事業以外の用途に供しないこと

提出書類

市町村税および国税を滞納していないこと

▼大更駅前線沿道商業用地取得申込書 ▼申立書 ▼創業計画書 ▼事業計画書 ▼その他添付書類(収支決算書など) ※詳しくは、4月10日(水)に公開予定の市ウェブサイトを確認してください。

■売却予定の商業用地
(①から⑩までの10区画)



初回募集期間

4月10日(水)
～
7月10日(水)

※再募集を行う場合は市ウェブサイトでお知らせします。

至 旧国道282号